

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和6年12月16日（月）
午前9時59分～午前11時43分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 大友康信
委員 阿部正義 委員 佐藤さやか
委員 佐藤繁樹 委員 熊谷克彦
委員 長南良彦
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 健康福祉部長 安倍 卓
出席をした 健康福祉部次長兼 中山 聖子
者の職氏名 介護長寿課長 西坂 路子
こども支援課長 米本 博喜
保険年金課長 佐藤 旭一
健康福祉部企画員兼 高橋 幸信
こども支援課長補佐 松原 美佳
介護長寿課長補佐 中澤 真哉
介護調整係長 佐藤 優太
保険年金課長 遠藤 紘子
こども支援課主幹兼 小畑 孝二
子育て支援係長
こども支援課主幹兼
保育係長
介護長寿課主幹兼
介護管理係長
介護長寿課主幹兼
長寿健康係長

保 險 年 金 課 主 幹 兼
国 民 健 康 保 險 係 長 小 林 亜 沙 美

6 事務局職員 事 務 局 長 綱 川 宏 一
主幹兼議事調査係長 若 林 潤
主 事 高 橋 桃 花

7 付 議 事 件

- (1) 議案第109号 名取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第110号 名取市保育所条例及び名取市小規模保育所条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第111号 名取市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例
- (4) 請 願 第 1 号 名取市にパークゴルフ場の早期実現を求める請願

午前9時59分 開会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長及び担当課長等の出席を求めておりますので報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておりますので御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第109号 名取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 議員協議会でも話が上がっておりまして、今、被保険者数の推移を見ると下がっているというところで、あと年間医療費の推移を見ると上がっていくということが示されております。議員協議会のときにも、健診受診率、また健康指導実施率の向上を進めるという話がありました。具体的にどのように向上を推進していくのか、今捉えているところを教えていただければと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 現在、健康診査については、従来の広報紙の周知等に加えて、近年は未受診者の傾向を捉えたAIによる分析に基づく勧奨はがきの配付を行っているところです。

保健指導については、現在、市の保健指導の正規職員以外にも会計年度任用職員等の方を、指導のためにさらに臨時的に追加で雇用して、体制を強化しているところです。

○委員長（小野寺美穂） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） データヘルス計画に目標設定として受診率60%を目指していくと明記されておりますけれども、60%以上が適正なのかというところと、その目標をもう少し高めるとか、そういう検討とかはなされないのか。捉えているところがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） データヘルス計画におけます最終目標、受診率60%というのは、国で目標としている受診率の数値です。

市としては、国で示しているこちらの受診率に向けて、年度ごとに近づけていくという形で、データヘルス計画における受診率を毎年設定しているところ です。数値については、国の数値に基づく最終目標ということです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 被保険者数の推移ですが、議員協議会の資料によりますと、年々少なくなっているという印象を持っています。

一方、支出については、県に納める事業納付金が年々上昇しているという資料ですが、その中で基金の推移をどのように捉えているか。今後の推移の考え 方をお尋ねしたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） こちらは、今委員おっしゃったように、国民健康保険の運営の大きな要素といたしまして、被保険者数の推移並びに支出となります医療費の増減ということが大きく関わっています。

傾向としては、さきの議員協議会でもお示しし、今委員もおっしゃっていた傾向があるとお知らせしたところです。

基金については、こちらの傾向が続けば、さらに減少が進むとは捉えている ところです。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議員協議会の資料によると、4億円以上が必要と示されております。そうしますと、令和8年度中においても、場合によっては4億円を下回る可能性があると思います。そうしますと、令和7年度にもまた税率の改正が行われる可能性もあるのかなと考えているところですが、そのような考え 方についてお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 議員協議会でもお知らせしたところですが、これまで国民健康保険税の税率については、おおよそ実際としましては結果的に3年ごとの見直しという形で、一度改正した後は、一、二年ぐらい同じ数値で継続してきたところではありました。

ただ、先ほどから申し上げているとおり、かなり財政状況が厳しい中で同じ税率で維持するというやり方では、なかなか今後の運営が厳しいところです。というのも、先ほど申し上げましたとおり、被保険者数、医療費の動きの傾向がかなり複雑になっているところもありまして、それに対応して財政調整基金の動きもなかなか読みが正直難しくなっているところです。実質的にお約束するものではありませんが、毎年税率改正ということも可能性としては十分あり得るという方向で考えているところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 課税限度額についてお尋ねしますが、内訳ごとに、医療給付費分、支援金分、介護分、あと合計が今後の改正によってどのような課税限度額になるのか、お知らせください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 国民健康保険税は3種類の課税額の合計で成り立っているところです。そして、それぞれに課税限度額が設定されております。現在の限度額について申し上げますと、まず基礎課税額、医療給付費分となるのですが、こちらの課税限度額が65万円、次に後期高齢者支援金等課税額、支援金分と申しておりますけれども、こちらの課税限度額が24万円、次に介護納付金課税額、介護分と申しておりますけれども、こちらの課税限度額が17万円で、合計で106万円が課税限度額となっているところです。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 改正後は合計106万円ということですが、現年度と改正後で課税限度額は変わらないと理解してよろしいでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 課税限度額については国で定めているところですので、国の方針が変わり次第変わるということで、市町村で改正できるもの

ではありませんので、そのようにしているところです。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（安倍 卓） 今、報道では限度額を上げるというのが出ていますので、そのことでの御質疑だと思うのですが、まだ確定していなくて、改正する今までのタイミングだと、3月末に確定の報告をいただいて、3月末の専決で今までは対応していたというのがありますので、これから先になるかなと思います。

今回の条例で改正をお願いしているところに、限度額の改正は含んでいないところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） そうしますと今回の改正では変わらないということですが、場合によっては報道のとおり、二、三万円上がる可能性もあると考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 今、部長が申し上げたように、まだ報道であっただけで、正式な国等の通知がある状態ではありませんが、報道とかに基づけば、そういう可能性は令和7年度あり得るとは捉えているところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第109号 名取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第109号は原案

のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号 名取市保育所条例及び名取市小規模保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 基本的なことを伺います。今回、業務委託が指定管理に変わるということで、指定管理に変えることによつての影響というのがあるのかどうかを伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 影響といたしましては、指定管理で運営をお願いする場合、5年間程度の運営を見越してお願いすることとなると想定しておりますので、事業者にとっては、長いスパンで業務の見通しを立てることができると考えております。

○委員長（小野寺美穂） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 今まで業務委託をしていた事業者の方もいらっしゃいますけれども、指定管理するに当たつての要望だったり、何かそういうことは受けていらっしゃるのか、もしあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 今回の条例改正をするに当たり、現在委託している事業者に事前に相談している中では、特に要望等はお受けしていない状況です。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 第11条のところでお伺いします。指定の取消しや停止を命じたときという文言があるのですが、どういった基準なり規定で取消しあるいは停止と扱われるのか。また、停止の場合は最長どのぐらいの期間停止となるのか、お伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 何かしら運営が好ましくない状況がある場合、指定や取消しをする形になります。最長の期間は特に想定はしていませんが、事業主がきちんとでき得る状況になるまでの間は停止する形になってしまうと思っております。

○委員長（小野寺美穂） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 取消しはもちろん、何かそれなりの理由があってそのような扱いになるのだろうと思います。仮にそういう状況になった場合に、臨時に市長が管理を行うことを規定するということになっているのですが、そういった状況が万が一発生した場合に、市長が管理を行うといっても、どのような形で運用されるものなのか、お伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） そのようになった場合は、至急委託先なり、委託という形で事業主を選定するか、もしくは、できるのであれば市の職員が行く形にはなると思うのですが、そのときの停止の状況によって、市の職員だけでカバーできない場合は、新たに委託業者などを募集して、委託をする形で運営していくようになるかと思います。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐藤さやか委員。

○委員（佐藤さやか） この条例改正によって、実際、利用者にとって何か大きく変わるようなことはありますでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 現在、運営をお願いしております委託事業者にお認めいただければ、指定管理に移行していく予定になっておりますので、利用者にとっては何も変わるようなことはないと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 第6条の第3号に、市長が別に定める業務とあるのですが、例えば保育の質だったり、地域の連携だったり、そのようなことについて、市から指定管理者にお願いや要望することがあるのかどうかについて、お尋ねしたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） もしそのように地域から個別にお話とかがあれば、こちらから指定管理者に相談することもありますし、あと創意工夫といって、指定管理者で独自によりよい運営を目指していただくというのは、こちらで特に狭めていないものですので、地域のほうからいろいろなお声があれば、指定管理者で交流等深めていただく事業は展開していただけるものと捉えてお

ります。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 地元の本郷小規模保育所のことをお話しして申し訳ないのですが、今でも一生懸命運営していただいています。私としては、従前にも増して、新型コロナでなくなったいろいろな行事等があったのですが、これからも地域の皆様方と一緒に実施していただくようお願いしていただくとありがたいのですが、そのような要望についてどのように考えているか、お尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 現在も地域の交流で、夏祭りや世代の交流とかでいろいろと野菜づくりなど、地域の方と連携して、本郷小規模保育所は運営されていると思いますので、なおそのようなお声があった旨はお伝えいたしますが、引き続きそのようなところも力を入れて運営していただけるように、市でもお話しさせていただきたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第110号 名取市保育所条例及び名取市小規模保育所条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号 名取市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 本会議でも、令和6年度に入ってから改正案を検討したというお話がありました。この12月に上程されて、認められれば令和7年度に実施となるのですが、このスケジュールとして妥当というか、ちょっと早いのではないのかなと感じているところなのですが、この点に関してどのように考えているのか、お聞かせください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（安倍 卓） 令和6年度に入ると本会議で答弁申し上げましたが、全庁的な検討という形で行っているのが令和6年度からということです。当然ですが、毎年、担当課としては不要不急の判断をしてきたところです。それから、部レベルでは令和5年の夏過ぎぐらいからいろいろと、これがスタートではないのですけれども、高齢者福祉全般について見直しをしようということで、大分もんできたところです。その部内でもんだ形を令和6年度に入ってから全庁的に上げてきて、今回条例という形で出させていただきました。

もう少し早めに御案内する必要があったのではないかという御指摘はそうだと思います。我々としてもできる限り早い時期でとは思って来たのですが、形としてお出しできたのが、このような状況でした。

○委員長（小野寺美穂） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 市の単独の事業にはなると思うので、ここを改正するに当たっても、もう少し市議会として議論する時間だったり、また議員協議会の中でも、市民の方に説明をされていたかという、なされていないというお話もあったので、そういう市民に対しての説明の機会などの時間的な部分も要するのではないのかなと感じるのですが、その点に関してはどのようにお考えかお聞かせください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（安倍 卓） なかなか先に皆さんにお知らせするというわけにはいかないもので、どちらを優先してというのがあるかとは思いますが、お認めいただきましたら、ある手段全て、ホームページなり広報なりを使って、市民の皆様にはお知らせしていきたいと思ひますし、それから我々から何かのタイミングでいろいろと通知するものがありますので、それに合わせて、でき

る限り丁寧にお知らせしていきたいと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） こちらの敬老祝金、そもそもの考え方というか目的として、老人福祉の増進に寄与するとともに、敬老精神の高揚を図るものということが設定されているわけですが、今回、高齢者福祉の財源を確保するというのも目的の一つとしてあると思います。その上で、例えば全体の改正に当たって、各区分の減額とか、半額にするとか、そういった議論とかはなかったのかどうか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（安倍 卓） 77歳から敬老祝金を支給していますけれども、高齢者人口が大分伸びてきており、検討している段階での令和6年3月末の人口と、10年前の平成26年3月末の人口を比較しますと、総人口が約7万5,000人から7万9,000何がしの6.19%増加しているのですが、65歳人口だと29.59%増加ということで、かなり高齢化も進んでいるということがありました。それから、77歳人口については6,000人弱から7,800人超で31.86%と、かなりの増加という形になっております。

人口ももちろん増えてきておりますし、高齢化率も10年前は19%、20%を切っていたはずですが、19.85%から今は24%を超えていますので、かなり進んできているというのが現状です。高齢化が進んでいるというのも、長生きの方が増えているとも捉えております。

平均寿命に関しても、10年間でおよそ1年分ぐらい延びているということで、国のデータなので、ちょっとずれているかもしれませんが、そのようになっています。それから、前に改正した平成22年は、男性は79.55歳で、80歳を切っていたのですが、今は81歳まで伸びています。そういう状況も考えて、今回の御提案をさしあげたということです。

それから、もちろん、どこに線を引いても、市の独自の事業なので、それはいろいろ考え方があるというのは委員御指摘のとおりです。そこで、本会議でも申し上げましたが、どこを参考にしようかということで、県内の各市の状況を見せていただいて、今かなり本市としては力が入っている状況で、そこから他市と比べて大きく下がるというのはちょっとどうかなということがありまし

たので、他市の状況を鑑みて、決して遜色ない状態までで組替えを考えたということです。

年齢区分も、金額の区分というのも、いろいろ試算はもちろんしております。あとは本当に、どこで決めるというのを、金額ではなくて、他市の状況であったり、他県においては敬老祝金という制度自体がないところも結構あります。そもそも、敬老祝金をいろんなところでやっているのが、昔々は年金がないとか、その代替手段として市町村が独自に始めたとも伺っておりますので、時代も大分変わってきているというのもありまして、他市町村の状況等も参考にさせていただきながら、今回の提案を考えたものです。

いろいろ御意見はあるかと思いますが、77歳からスタートするべきなのかというのは大分考えて、提案をさせていただいている状況です。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 今の御答弁では、高齢化率であるとか、いろいろな要素を考えて区分を変えることになったということでした。今までの各年齢に対する金額を減額するとかということよりも全体的なもので考えたということで、一つ一つの減額はなかったと聞こえたのですが、高齢者福祉、これは独自の事業ということですから、本市は子育て先進都市を目指して、子供たちの施策を手厚くするということを実施しています。それと同じように、例えば高齢者に対しても施策を厚くしてくれないかという市民からの意見をたくさんいただいているのですが、そういったことを考えると、やはり来年になったらもらえとかという方々の思いや期待というものを裏切ってしまうことになるのではないかと考えます。つまり一つ一つの減額とか、または記念品に変えとか、そういった検討はなかったかということを聞いたので、そのことについて改めてお願いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（安倍 卓） 金額についてももちろん検討いたしましたし、どの年齢区分にするかというのも併せて検討してきました。記念品については既に出しており、それはそれで、また別な事業として成り立っております。そちらももちろん検討はしたのですが、今回の事業の大きな組立ての柱としたのは、敬老祝金の組替えと、それから新たな高齢者施策を実施していきたい

ということです。

新たな施策として今回提案申し上げた以外にも、例えば今回、二次元コードで高齢者福祉をとというのを一般質問でもお受けしましたけれども、そういうものの事例も含めて、何か新しいことをしなくてはいけないのではないかというのを検討しておりました。ただ、まだ金額の積算をしていなかったなので、今回の新たな施策としては提案していないところです。

それ以外ですと、今、高齢者向けの带状疱疹ワクチンを定期接種化という新聞報道がありますので、そちらがまだ単価も分からないので、全く積算できない状況です。高齢者のインフルエンザワクチンのように、ある程度市が負担する必要があるのではないかと考えておまして、ワクチンがかなり高いようなので、そこに市の負担が発生するだろうというのは想定しております。

その辺も含めて、あとは水道のスマートメーターを使って何らかの見守りというのでできないかということを今検討しているところです。そこに関しても、技術的な面とか、あるいは手続の面とか、大分詰めていかななくてはいけないところもありますので、将来的な施策として高齢者の見守りということで考えれば、そういうのを検討しておりました。

それが全て敬老祝金のお金でしかできないのかと言われれば、それはまた市の考え方だと思いますので、そこは何とも言えませんが、今の範囲の中でできる限り新しいことを実施していきたいと考えて、高齢者施策全般の見直しを考えている中で、今回の条例の改正をお願いしているところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 今の御答弁の話に少し触れますけれども、本会議の中でも、今回の改正案で3区分にしたという答弁の内容で、先ほども述べましたけれども、他市を参考にしたというのがまず一つと、あと平均寿命を考慮したと、この2点を言及していたと思います。

先ほどは他市を参考にしたという話がありましたけれども、多くの他市では88歳からを支給対象にしているのですが、本市は市独自の事業なので、77歳からということで今実施しています。果たして市民の方が市独自の取組を88歳にするに当たって納得していただけるのかどうかというのがやはり一番の課題であって、その点についてどう考えているのかなというところは、私としても市

民の方に対してすごく説明しづらいという思いがあります。

あと、もう一つの平均寿命というところでは、男性だと八十一、八十二歳が平均寿命で、女性が87歳というところで、今回の改正案だと、平均寿命を過ぎてからの88歳で初めて支給するということなので、やはり同じように言いますけれども、市民から理解を得られるのかということはどう捉えているのか、考えを教えていただければと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（安倍 卓） 楽しみにしていただいていた方には大変申し訳ないと思います。それから、本会議でも質疑いただきましたが、市民の意見を聞いているのかということに関しては、特別に聞くという機会は設けておりません。

そこに関しては、考え方はいろいろあると思いますので、説明して理解していただくしかないので、市の関係する団体の方とかに、議員協議会の後にあった会議では、ちょっと意見を伺ったりはしてみたのですが、そういう方々だからというのもありますけれども、敬老祝金の組替えというのは十分理解できるし、むしろ子ども・子育てにお金を回したほうがいいのかという意見もいただいております。もちろんそれが全員の意見ではありませんし、いろいろな御意見があるのは十分承知しております。なかなかそこを御理解いただけないのではないのかというのは、楽しみにされていた方には本当に申し訳ないというのがありますが、別な形で高齢者福祉の充実を図っていきたいというのが我々の考え方です。

○委員長（小野寺美穂） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） やはり、本当に市民の方には納得していただけるよう丁寧に周知していかないといけないなと思います。

議員協議会の資料でも、敬老祝金の支給の対象年齢とかも明記されていますけれども、77歳、80歳、85歳の人数が1,772名と、合わせて記載されているので、年齢ごとの人数の振り分けと金額をまず教えていただきたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、介護長寿課長。

○介護長寿課長（中山聖子） 議員協議会の資料の中での令和5年度の年齢ごとの人数ですけれども、77歳が638人、80歳が694人、85歳が440人ということ

で、合計が1,772人となっているところです。

○委員長（小野寺美穂） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 77歳、80歳、85歳で合わせて記載されているということで、自分としては、何人で、どのぐらいかかっているのかと説明するときに、合わせてではなくて、もうちょっと具体的に、年齢ごとにしっかりと明記して説明していただけたらよかったなというのは、そのときにも質疑すればよかったのですが、今回の改正案で88歳から支給を開始するということで、そこでもう決めたような内容で話があったので、その部分で明記されていたのかなと思います。

議員協議会でも話があった高齢者施策の拡充を図るという内容で、具体的にどのように進めるというか、拡充の内容が具体的にないのですが、浮いた財源のうち1,700万円を使って、こういう拡充をするとはしており、これがどの程度、令和7年度に1,700万円をそのまま丸々充てるのか、どのような考えで進めていくのか、現段階で分かっているところがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（安倍 卓） 資料でいきますと、高齢者補聴器購入費助成事業というのが既に令和6年度から実施しておりますが、こちらに200万円、重層的支援体制整備事業に関してはおおよそ800万円、これは全く新規で、なかなか今、令和7年度に確実に実施しますというのは申し上げにくいのですが、令和7年度からできればいいなと考えております。

それから、高齢者歯科健診事業というので200万円ほど見込んでおりまして、これは令和7年度当初からというのは難しいかなと考えております。議員協議会のときにも説明したような気がするのですが、歯科の医療機関等の関係団体との協議、調整が必要ですので、こういうので実施していきたいということはありますが、なかなか今確実に、令和7年度当初からと申し上げるのは難しいかなと、できるだけ早くということで考えています。

それから、ひとりぐらし老人等緊急通報システムと書いており、それはおおよそ300万円、これは対象者の拡大を検討しております。

それから、日常生活用具給付の品目を利用しやすいものとか、介護予防に利

するものを検討しておりまして、それでおおよそ200万円と考えておりまして、概算では1,700万円ほどを見込んでおります。

それから、もちろん先ほど申し上げたように、带状疱疹ワクチンに要する経費等々、まだ試算ができないようなものもありますので、令和7年度からではありませんが、できる限り早い時期に新たな事業も立ち上げていきたいと考えているところです。予算範囲の中にはなってしまうますが、できる限り新たな事業を検討していきたいと考えております。

○委員長（小野寺美穂） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 今、一つ一つ具体的にお話いただきましたけれども、本当にこれで実施していくというのは具体的にはまだなっていないという認識でよろしいのですか。それとも、実際本当に1,700万円という概算を活用して実施していくということが決まっているのか。何が言いたいかというと、新たな高齢者施策と拡充を具体的にこのようにしていくという話がしっかりとできれば、市民の方にもこちらとしては説明できるのですが、実際こういうざっくりというか、表現は悪いですけども、こういうものに使っていきますというのだと、明確にどのぐらい、この1,700万円が丸々削減したお金をこっちのほうに使っていきますとは言えないじゃないですか。

このように実施していきたいというのは分かるのですが、実際に浮いた財源を明確にこういうものを使うということを示さないで、削減だけしますということをもまず先行して、高齢者の敬老祝金をまず見直しをかけて、新たな施策をしていくというのはどうなのかなと感じているので、しっかりとそういうところも明確にした上で、説明とかも市民の方にできればと思うのですが、実際その点はどうでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（安倍 卓） 新年度の予算になってしまうので、必ず実施しますよと言い切るのがなかなか難しいのですが、実施する前提で、1,700万円という数字に関しては前後するとは思いますが、1,700万円と考えている事業に関しては実際に実施する予定で動いているところです。

それから、何度も同じことを言って申し訳ないですが、ここに書いていないものについても、今、その金額は何とも言えないのですが、検討しているもの

はあります。

それから、削減した分を全額充当するという考え方ではなくて、全体的に高齢者福祉全般を見直していくというのが今回の考え方ですので、そこで敬老祝金に充てていた財源全額を使わなければならないとか、あるいはそれを超えては実施しないとか、そういう縛りも今は役所的にはありませんので、新たな事業を組んでいきたいという考えを持っておりますし、それがオーバーすることもあり得るかなと考えているところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐藤さやか委員。

○委員（佐藤さやか） 本会議であったり、議員協議会であったり、様々な場面で説明いただいている中でも、今回、現状見直しということで、やはりおっしゃるように、どんどんと金額が大きくなっていくというのは事実ではあるかと思います。

ただ一方で、この事業自体が市独自でこれまで手厚く行われていたということで、この事業を守るといいますか、そういった観点で、例えば今後、高齢者福祉にどうしてもお金がかかっていくということで、市全体の財源を見たときに優先すべき項目といいますか、部や課を超えた財源の検討というのはされましたでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（安倍 卓） 答える範囲を超えてしまうのですが、全体的に検討した上で、高齢者福祉の中で組替えが可能なものであればしていきたいというのを部としては提案申し上げて、全体的に検討している分はもちろんありますが、そこでなお高齢者福祉を手厚くというの、全庁的な財源としてはなかなか難しいのかなというのがありますので、全体的に検討はもちろんしております。

○委員長（小野寺美穂） 佐藤さやか委員。

○委員（佐藤さやか） 全体的に検討されていたということで、こういった財源の見直しというところは今後もいろんな場面で出てくるのかなと思っております。

そういったときに、優先すべき考え方の基準として、新たな施策を今後拡充していくということで、先ほど阿部委員もおっしゃっていたように、高齢者の

方にそれをお知らせする、知ってもらう上では、若い人だと結構自らインターネットを使って新たな施策とかに触れる機会もあるかと思うのですが、今回の敬老祝金のお話もそうですけれども、こういった新たな施策をどのような形で高齢者の方に向けてお知らせしていくか、お伺いいたします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（安倍 卓） ピンポイントでお知らせするというのはなかなか難しいのかなというのは、高齢者に限らず、どのような政策に関しても、必ず届ける、お知らせするというのが難しいなというのはいつも感じているところです。ウェブだけだとなかなかお伝えしにくいと思いますので、高齢者向けの事業に関しては、まず間違いなく広報というのが情報を届けるのに一番いいのかなと思っておりますので、広報ではもちろん周知していきたいと思っていますし、それから御家族の若い方がお伝えすることもあるかと思っていますので、市が持っているあらゆる媒体を使ってお知らせしていきたいと思っています。

それ以外に、何か機会を捉えて、いろいろな通知とかがありますので、そういうものに入れられるかなというのは話もしていきます。それから、各種団体等にもお知らせしていければとは思っております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） この事業自体は昭和50年から施行されていて、これまで5回、見直しもされてきたということで、最後が平成21年です。今の制度というのは平成22年から運用されているわけで、それから十数年経過する中で、非常に市民にも浸透している施策だろうと思っています。

そのような中で、健康福祉事業といいますか、高齢者福祉事業を進めていく中で、やはり将来的に財源不足になっていくということで、介護予防ですとか、それから介護重度化防止事業ですか、こういったところに目を向けて、かじを切っていくということは理解できなくはないです。

この間の議員協議会でも、新たな事業として5項目示されておりますし、また新たな施策も考えておられるということについてはやむを得ないのかなという考えはなきにしもあらずですが、いかんせん、やはり定着している事業でありますし、これを一気に男女含めて平均年齢を上回るところから支給するということについては、やはりちょっと疑問を感じる部分があります。

先ほど部長の説明の中で、住民の理解を得ていくしかないという説明がありましたけれども、やはり周知がなされていない中で、これだけ大きな変更をするというのは、本当に理解が得られるのかなという疑問があるし、市に対する信頼という部分でも損なうものが出てくるのではないかなと懸念されるのですが、その点はどのように考えておられますか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（安倍 卓） 繰り返しの答えになってしまいますが、御理解いただけるように、できる限りの手段を通じて皆様にお知らせをして、努めていきたいと考えております。なかなか、全員が反対ということはないと思いますけれども、全員に賛成いただけるというのは難しいのかなとはもちろん思っております。ただ、委員御指摘のとおり、これから先、介護の重度化防止なり介護予防ということにかなり力を入れていかないといけないだろうと思っております。

第9期介護保険事業計画でも、大分保険料を上げざるを得ない状態になってしまったので、そこをこれから先なるべく抑えていく必要があると思っております。そのためには、介護予防、介護重度化防止というのが一番必要なのかなと考えております。そちらに力を入れていきたいということを、我々が考えて提案申し上げるというのが現状です。

御理解いただけるように、いろいろな機会を捉えて、市民はもちろん、関係団体等も含めてお知らせしていければと考えております。

○委員長（小野寺美穂） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 先般の議員協議会で、他市の状況の一覧表を資料として頂いております。それで、この件についても、今回の見直しに当たって他市の状況を参考にしたという説明が、先ほど部長からもありましたけれども、77歳というのが現在残っているところもあります。男性、女性含めて88歳からのスタートというのは若干、やはり年齢設定が高過ぎるのではないかなという思いが一つあります。それから本市の独自の考え方をということで、101歳以降というものを今回残してありますけれども、ここをあえて残した理由というのはどのような考えなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（安倍 卓） 101歳以上の方を残した特別な理由というのなかなか難しいのですが、やはり敬老の精神からなる敬老祝金だということからして、100歳を超えての長命に関してのお祝いというのは継続しようというのが、市で配慮した中では、そういう結論に至りまして、101歳以降は継続で行こうということになりました。

それから、他市のお話をするのも難しいのですが、敬老祝金に関しては、担当課で毎年俎上に上せるのですが、それは本市だけではなく他市町村からも、ほぼ毎年、どのようにされていますか、今後どのようにしますかという調査です。それを参考に、やはり他市町村においても敬老祝金の見直し、あるいは見直しを毎年大体どの市町村も恐らく俎上に上せているのかなと考えているところ です。

だから77歳という話にはならないのですが、いろいろ検討した上での88歳と考えており、設定の仕方はいろいろな考え方があると思いますので、御指摘はなかなか厳しいところではありますが、我々で考えて検討した中では、88歳からの支給というので提案申し上げたいと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 今回いろいろ見直しというか、検討されてきて、基本的に88歳、100歳以上だけだと、本来の目的である老人福祉の増進に寄与するのかということと、敬老精神の高揚を図る上で、88歳というのは平均寿命を上回ってしまい、ハードルが高くなってしまうと思います。

そういったことを考えると、極端な話、敬老祝金の支給はほかの福祉施策を取るためにやめたほうがいいんじゃないかという、廃止するというような検討はなされたのかどうか伺います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（安倍 卓） 80歳以上に関しては、敬老の記念品という事業もありますので、やめることも可能なのかというのは、記念品にしても何でも、全くフラットに最初は考え始めました。ただ、さすがに、先ほど委員からも御指摘ありましたとおり、広く市民に浸透している事業なのだから、そんな簡単にはいかないですよねというのは、やっぱり内部でも大分もめたところ です。

それから、敬老の精神がなくなったわけではないので、それで本当に気持ち

が示せるのかというのは、101歳以降を継続したというのは、そういう敬老の精神というのがどこかで示せないかなというのがあったというのも正直なところですよ。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 先ほど来、例えば88歳を残した理由であるとか、101歳以降のことを残した内容について伺っておりますけれども、実際に、個人的な考えとしましては、例えば77歳というのはまだもらいやすいというか、手が届きそうな年齢ですし、改正後も支給対象として残っていれば、まだ今まで一度ももらっていない方はもらえる可能性があるかと。例えば、逆に言うと88歳を消して、77歳と100歳というのもあったのかなと、個人的な考えとしてはあるのですが、一度このように議案として上程されて、88歳と100歳という形になった場合に、そういった方向性に将来的に、例えばなくすにしても残すにしても、どこを残すかとかということを改めて検討するとか、そういったことに今後結びつけていく考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、健康福祉部長。

○健康福祉部長（安倍 卓） 支給対象の年齢を含めて、あるいは存廃も含めて、敬老祝金だけではなくて、高齢者福祉全般、高齢者福祉だけではないのですが、もちろん、どこがいいのか、何がいいのかというのはいろいろと検討していくことにはなると思います。だからといって、頻繁に変えていくようなものでもないのかなと思いますので、きちんと内部でももちろん議論をした上で、もし提案する際には、提案するようになると思いますが、今回改正させていただいて、すぐに何とかとかというのは、今は考えてはいないところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。

阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 修正案の提出について、委員長のお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） ただいま阿部正義委員より、修正案の提出について申出がありましたので、修正案調整のため暫時休憩いたします。再開は追って

予鈴でお知らせいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

ただいま本案議案第111号に対し、阿部正義委員から修正案が提出されました。修正案は、御手元に配付のとおりであります。

これより、提出者阿部正義委員より修正案の趣旨説明を求めます。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） それでは、修正案提案趣旨説明をいたします。

市長から提案のありました議案第111号の名取市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の第2条第1項及び同条第2項の改正案を修正するものであります。

内容について申し上げます。

第2条第1項の改正条例案では、年齢及び支給額について、88歳に達する者を1万円でありましたが、77歳の者5,000円、88歳の者1万円と修正するものであります。

次に、同条第2項の改正条例案では、100歳の者を10万円、101歳以上の者を毎年2万円でありましたが、100歳に達する者のみを残し、100歳に達する者に現行の20万円を支給する修正とするものであります。

そもそも本条例の目的は、第1条には「老人福祉の増進に寄与するとともに、敬老精神の高揚を図ること」とあります。

市長より提案された改正案は、改正前と比較しますと、あまりにも大胆な削減であり、日本の平均寿命を超えた88歳になってから支給されることとなり、88歳に達するまで祝金の支給が一度もないことに大きな戸惑いを禁じ得ません。

それに対し、修正案では、77歳で支給することは今までどおりとし、また100歳は最も大きな人生の節目であることから、支給額を現行どおりの20万円としたものです。

101歳以上については支給しないこととなりますが、修正案の77歳、88歳、100歳の支給区分は3区分であり、改正案と区分数は同様であります。

長い年月にわたり社会のために貢献され、今日の高齢に達せられた方々に対し、少しでも早く敬老感謝の意を表するものであり、ここに修正案を提出した次第であります。

○委員長（小野寺美穂） 暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時28分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

これより修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 修正案を見まして、念のため確認をさせていただきたいと思います。この修正案によって、敬老祝金を削減した分で高齢者福祉の拡充や新規事業に充てるとしていた1,700万円分の事業に対する影響がないのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 修正案によって1,700万円を高齡福祉の施策拡充が充てられるかどうかというところで御質疑いただきました。

まず、改正案については、敬老祝金の見直しで、議員協議会資料でもありますように、令和7年度から令和11年度までの差額分が出ております。こちらは5年で平均2,400万円ほど削減という形になっているのですが、今回の修正案に関しては、単年度で、5年間分の見込額をお伝えしますと、令和7年度で1,543万5,000円が差額として出ます。令和8年度が1,703万円で、令和9年度は1,997万円で、令和10年度が1,901万円が差額として出ます。令和11年度が1,805万円、5年平均をいたしますと、おおよそ1,790万円の差額ということで、1,700万円、高齢者施策を今後行うというところでは充当するものであるとお伝えさせていただきます。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより原案及び修正案に対する討論に入ります。討論はありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） ただいま委員長より発言のお許しをいただきましたので、議案第111号 名取市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の修正案について、賛成の立場から討論をいたします。

本条例は昭和50年4月に施行され、その後、昭和63年、平成7年、平成10年、そして平成21年に見直しがあり、支給額等の改正が図られました。

敬老祝金は、その目的を老人福祉の増進に寄与するとともに、老人を敬う気持ちの高揚を図ることとしています。長きにわたり本市に貢献された方々に対し、敬老祝金として感謝の意を表することと、さらに老人を敬う気持ちを広く市民の方々に持っていただくことを増進させるものです。

本定例会に市長から提案された原案の見直し理由、1つ目の、高齢者の人口増加等による高齢者福祉施策に要する費用が増加傾向にあり、今後も関連費用の増加が見込まれること、2つ目の、既に行っている高齢者福祉施策の拡充や新規の高齢者福祉施策を行うための費用を捻出する必要があることは理解をいたしました。

しかしながら、削減費用を現行と比較いたしますと、支給額として毎年約2,400万円が減額となる大きな削減であり、支給対象者についても、現行の77歳が最初の支給年齢となる9区分から、88歳を最初の支給年齢とする3区分への大きな削減です。令和5年度の支給人数に換算すると、2,197人が支給対象から外れることとなる改正案です。このような大幅な削減については、市民の理解を得ることは困難であると考えます。

さて修正案ですが、これまでどおり77歳を最初の支給年齢とするなど、原案より多くの市民の理解を得られると思います。

評価できる項目として、1つ目は、支給年齢を88歳、100歳、101歳以上の3区分から、77歳、88歳、100歳の3区分として、平均寿命より前の77歳を最初の支給年齢としたことです。これにより、原案と比べ対象者が令和5年度データで604人増えること、また77歳は喜寿といい、室町時代の後期から祝われるようになったとされる日本発祥の長寿を祝う節目の年齢ですので、これを対象としたことは私個人としては大変評価いたします。

2つ目は、大きな長寿の節目となる100歳の支給額を20万円とし、現行の額を維持したこと。3つ目は、1つ目、2つ目の見直しをしながらも、高齢者福祉の拡充や新規高齢者福祉施策に取り組む費用の捻出ができること。この3つを評価いたします。

以上、賛成討論といたします。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第111号 名取市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

まず、本案に対し、阿部正義委員から提出された修正案についてお諮りいたします。本修正案に賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。議案第109号から議案第111号までに対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成につきましては委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、付議事件の（４）請願第１号 名取市にパークゴルフ場の早期実現を

求める請願を議題といたします。

請願第1号に係る請願審査報告の取りまとめについては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

初めに、請願審査報告書案及び委員長報告口述案について、書記をして説明いたさせます。その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（高橋桃花）　〔資料により説明をなした〕

○委員長（小野寺美穂）　ただいま書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前11時42分　休憩

午前11時43分　再開

○委員長（小野寺美穂）　再開いたします。

お諮りいたします。請願第1号に係る請願審査報告については、原案のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、請願審査報告については、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時43分　散会

令和6年12月16日

民生教育常任委員会

委員長 小野寺美穂